弁　護　人　の　悩　み

警察・検察は犯罪が発生すると捜査を開始し、検察官は、捜査・取調べの結果容疑が固まったと考えれば起訴し、舞台は裁判所に移る。裁判所は検察官と弁護人の立証活動から事実を確定し、法を適用する。私達は、起訴の前後を問わず依頼されれば弁護人として活動を開始する。勿論断る自由もあるが、情にほだされたり、正義感から引受けてしまう場合もある。但し、国選弁護といって、資力のない被告人などに裁判所が割当ててくる弁護は断る自由がなく、気の重い事件もある。

しかし、弁護人には法に従い、起訴前の被疑者或いは起訴後の被告人のために最善の活動をする職責がある。その活動の中には、合法的に捜査が行われたか、捜査結果に不備はないか、冤罪ではないか、犯行は間違いないとしても事件の見方が間違っていないかなど多方面から検討し、孤立無援の被疑者・被告人のために自ら調査したり、事理を説いて反省を迫ったり、事件を契機に噴き出す家族の悩みを収めたりする。

ところで、凶悪事件の弁護は正直言って悩ましい。それが冤罪であると否とに拘らず、世間から弁護人までも非難の目で見られ批判されることがある。また、被害者やその遺族のことを考えるとつくづく因果な職業だと思うことがある。私の師匠の鈴木信雄弁護士が亡くなった後奥様から、島田事件（再審無罪）を引受けた頃世間から陰口をたたかれ、苦しかったという話を聞いたことがあった。他方、再審事件の弁護等に携わると、それまでの弁護人の弁護活動が適切であったか否かが後の弁護人に検証されることになる。

やはり弁護人は、法に則り、時空を超えて批判に耐え得る弁護をしておかなければならない。

【平成１５年７月２８日　静岡新聞　夕刊　掲載】